

## 少年法「改正」法案に反対する会長声明

2008（平成20）年3月7日、少年法「改正」法案（以下「本法案」という）が国会に上程された。本法案は、一定の重大な犯罪事件の被害者や遺族が、少年審判の傍聴を申し出たとき、家庭裁判所が裁量により傍聴を認めるとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の対象範囲を拡大する内容となっている。しかし、これら「改正」は、以下のように、少年法の理念に反するものである。

そもそも少年法の理念は、少年が未成熟で成長発達の上にあることから、少年非行に対して、教育的・福祉的な対応を優先させ、少年の健全な育成をはかり、再非行を防止することにある。このため、少年審判においても、少年から率直な心情などを吐露させて、非行と正面から向き合わせて内省を深めさせる働きかけがなされている。一般に、少年は自分の考えを表現する能力が低くだけでなく、被害経験などによる深刻な問題を抱えている場合も少なくない。審判では、そのような問題を少年の口から語らせることが重要となる。

このような特質を有する少年審判において、被害者等の傍聴を認めた場合、少年が精神的に萎縮してしまい、心情等を吐露することができなくなってしまうおそれ大きい。

また、少年の更生の観点から相当といえない場合でも、被害者等の申し出により、裁判長が傍聴を許すという運用になりかねないことから、傍聴している被害者等に影響されて審判が刑事裁判的な運用となり、少年審判のもつ教育的・福祉的機能が損なわれるおそれ大きい。

さらに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の対象範囲を法律記録の身上経歴等に関する部分にまで拡大することは、少年等のプライバシーを侵害し、少年の社会復帰および更生を阻害しかねない。

確かに、被害者等の「知る権利」は尊重されるべきではあるが、2000（平成12）年の少年法改正によって、審判開始決定後の記録の閲覧・謄写、被害者への審判結果の通知等の各規定は設けられている。被害者等の「知る権利」については、これらの規定の活用によって実現されるべきである。

よって、当会は本法案に強く反対するものである。

2008（平成20）年4月26日

青森県弁護士会

会長 小田切

